

消費者安全確保地域協議会の設置及び 消費生活協力団体・協力員の委嘱について

富田林市では、高齢者等の消費者被害防止に向け、地域の見守り強化の為、**令和4年4月1日**より消費者安全確保地域協議会の設置及び消費生活協力団体・協力員の委嘱制度を開始します。



Q 消費者安全確保地域協議会って？

A 消費者安全法に規定された協議会です。

富田林市消費生活センターではこれまでも、警察や高齢介護の包括支援センターと消費者被害防止に向けた連携会議を実施していました。この会議体がお互いに個人情報共有できるようにしたものです。

Q 地域協議会にはどの団体が参加するの？

A 設置当初の構成団体は、**富田林市消費生活センター・富田林警察・包括支援センター（第1～第3圏域）**ですが、見守り強化の為、今後拡大していく予定です。

Q 制度を開始すると何が変わるの？

A これまでは認知症などで**消費者被害に遭っていると分からない方について**、第三者が消費生活センターなどに具体的な相談することが出来ませんでした。今後は消費者被害に遭っている疑いがある場合、協議会や協力団体などは本人に合意がなくても**具体的な相談をすることが出来るようになります。**

Q 個人情報が悪用されないか心配です。

A 地域協議会及び協力団体・協力員には、業務を退いた後も含めて**守秘義務が課せられています。**

Q 誰もが勝手に通報したら逆に混乱するんじゃない？

A **地域協議会の構成団体になることが出来るのは、地方公共団体や警察などの官公署に加え、地方公共団体の業務を請け負っている団体など制限があります。**
協力団体や協力員については、**国の基準に照らし市長が適当と認めた場合のみ委嘱を行います。**

Q そもそも素人に見守りなんてできるの？

A 今後、消費生活センターでは協力団体や協力員の方や委嘱を希望される方に対して、**情報発信や見守りの為の研修を充実していく予定です。**

Q 協力団体・協力員の委嘱申し出は誰でもできるの？

A **協力団体・協力員委嘱の申し出はどなたでもいただけます。**
詳しくは市役所商工観光課までお問い合わせください。

Q 協力団体や協力員になる以外に消費者被害を防ぐ方法はないの？

A **国民生活センターでは、『今増えている被害』にフォーカスを当てた『見守り新鮮情報』など様々な情報を発信しています。**
情報を得ることで、身の回りにいる大切な人に起きている消費者被害を予防若しくはより早期に発見することが出来ます。

公式LINEから毎日情報を発信しています。
お友達登録はこちらからできます➡



相談はできても、契約解除など具体的な条件変更の為には、ご本人の意思が必要です。その為、周囲の皆さんの普段からの働きかけがとても重要になってきます。

本件については、富田林市産業まちづくり部商工観光課
(☎0721-25-1000[内線483]) までお問い合わせください。

誰にでも起こりうることです。『おかしいな』と思ったらすぐ相談

富田林市消費生活センター ☎0721-25-1000 (内線186・188)